

議案第53号～第56号

令和6年6月5日

# 令和6年6月定例議会議案

鈴 鹿 市



## 議案目次

議案第 53 号 鈴鹿市税条例の一部改正について	1
議案第 54 号 鈴鹿市手数料条例の一部改正について	5
議案第 55 号 鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	9
議案第 56 号 訴えの提起について	15



議案第 53 号

鈴鹿市税条例の一部改正について

鈴鹿市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市税条例の一部を改正する条例

( 別 紙 )

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税及び都市計画税のわがまち特例を導入する等について、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。



(別紙)

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市税条例の一部を改正する条例

鈴鹿市税条例（昭和25年鈴鹿市条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第10条の2 略 2～6 略 <u>7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。</u>	第10条の2 略 2～6 略
<u>8～14 略</u> <u>15 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u>	<u>7～13 略</u>
<u>16～19 略</u> (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例)	<u>14～17 略</u> (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例)
第12条の3 地方税法等の一部を改正する法律 (令和6年法律第4号。附則第28条の7において「令和6年改正法」という。) 附則第21条第1項の規定に基づき、 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しない</u>	第12条の3 地方税法等の一部を改正する法律 (令和3年法律第7号。附則第28条の7において「令和3年改正法」という。) 附則第14条第1項の規定に基づき、 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しない</u>

こととする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に  
対して課する都市計画税の特例)

第28条の7 令和6年改正法附則第21条第1項  
の規定に基づき、令和6年度から令和8年度  
までの各年度分の都市計画税については、法  
附則第25条の3の規定を適用しないこととす  
る。

こととする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に  
対して課する都市計画税の特例)

第28条の7 令和3年改正法附則第14条第1項  
の規定に基づき、令和3年度から令和5年度  
までの各年度分の都市計画税については、法  
附則第25条の3の規定を適用しないこととす  
る。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

第2条 改正後の附則第10条の2第7項及び第15項の規定は、令和6年度以後の  
年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和5年度分までの固定資産  
税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の  
日から令和6年3月31日までの間に整備された地方税法等の一部を改正する法律  
(令和6年法律第4号) 第1条の規定による改正前的地方税法（昭和25年法律第  
226号）附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する  
固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例によ  
る。

議案第 54 号

鈴鹿市手数料条例の一部改正について

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例

( 別 紙 )

提案理由

指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査に係る手数料の免除規定を設けるについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。



## 鈴鹿市条例第 号

## 鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例

鈴鹿市手数料条例（平成12年鈴鹿市条例第17号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように  
 改正する。

改 正 後	改 正 前
(減免)	(減免)
第6条 略	第6条 略
2・3 略	2・3 略
<u>4 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた災害又はこれと同程度と市長が認める災害による被害の拡大の防止又は復旧のため、消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項ただし書の規定により指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱うことが必要であると市長が認めるとときは、申請により別表第4の1の項に規定する手数料を免除することができる。</u>	
<u>5 略</u>	<u>4 略</u>
<u>6 前項の場合において、災害が災害救助法の適用を受けたものであるときは、別表第5に規定する手数料を免除することができる。</u>	<u>5 前項の場合において、災害が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたものであるときは、別表第5に規定する手数料を免除することができる。</u>
<u>7 略</u>	<u>6 略</u>
別表第4（第2条関係）	別表第4（第2条関係）

消防法関係

略

消防法（昭和23年法律第186号）関係

略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第55号

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月5日提出

鈴鹿市長 末松則子

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(別紙)

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、小規模保育事業所等に置く保育士及び保育従事者の数の基準を改めるについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。



## 鈴鹿市条例第 号

## 鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年鈴鹿市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員)	(職員)
第29条 略	第29条 略
2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。	2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>15人</u> につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）	(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>20人</u> につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25人</u> につき1人	(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30人</u> につき1人
3 略	3 略
(職員)	(職員)
第31条 略	第31条 略
2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の	2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の

合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童  
おおむね15人につき1人（法第6条の3  
第10項第2号の規定に基づき受け入れる  
場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人に  
つき1人

3 略

(職員)

第44条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に  
応じ、当該各号に定める数の合計数以上と  
する。ただし、保育所型事業所内保育事業  
所1につき2人を下回ることはできない。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童  
おおむね15人につき1人（法第6条の3  
第12項第2号の規定に基づき受け入れる  
場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人に  
つき1人

3 略

(職員)

第47条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区  
分に応じ、当該各号に定める数の合計数に  
1を加えた数以上とし、そのうち半数以上  
は保育士とする。

合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童  
おおむね20人につき1人（法第6条の3  
第10項第2号の規定に基づき受け入れる  
場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人に  
つき1人

3 略

(職員)

第44条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に  
応じ、当該各号に定める数の合計数以上と  
する。ただし、保育所型事業所内保育事業  
所1につき2人を下回ることはできない。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童  
おおむね20人につき1人（法第6条の3  
第12項第2号の規定に基づき受け入れる  
場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人に  
つき1人

3 略

(職員)

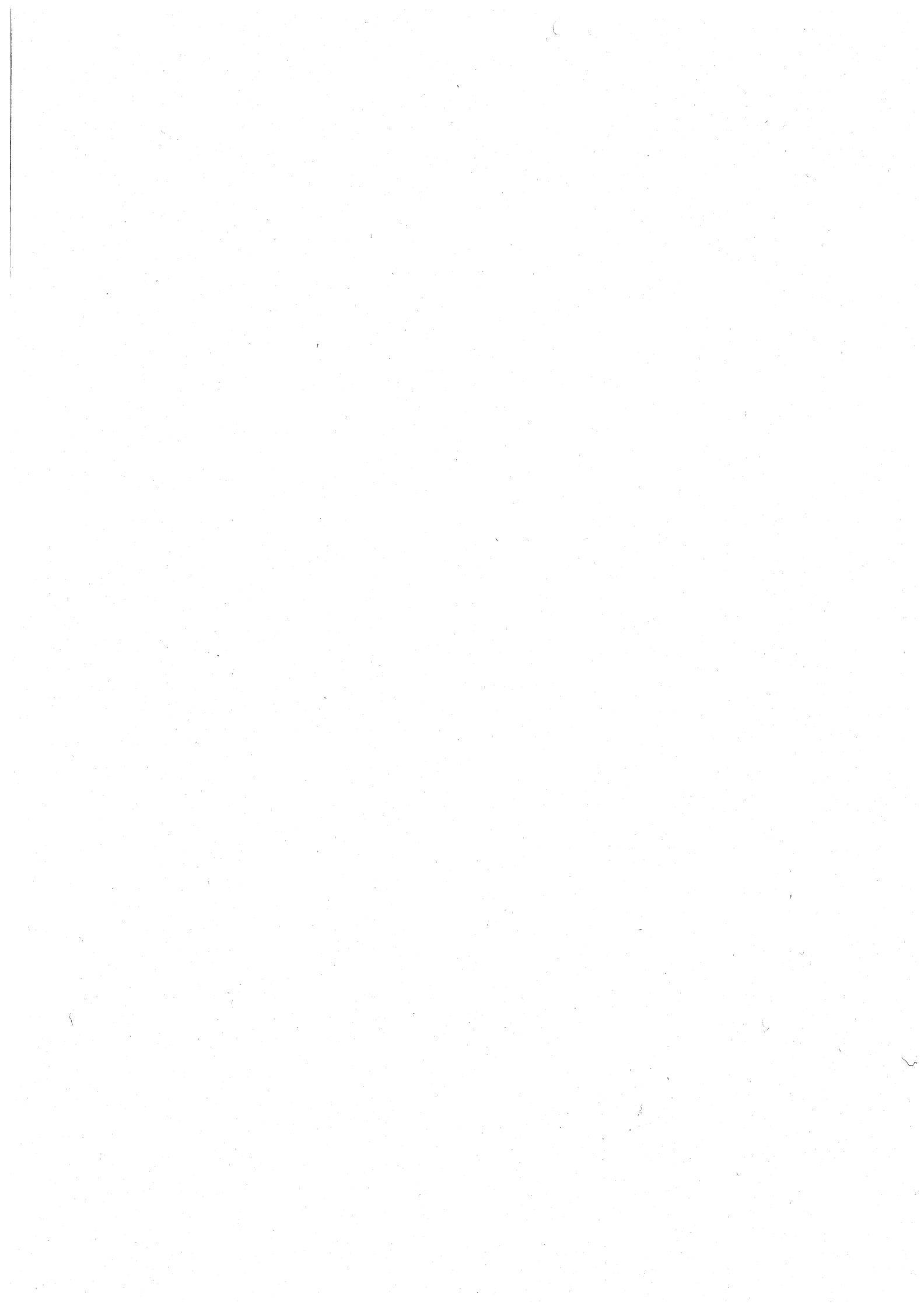
第47条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区  
分に応じ、当該各号に定める数の合計数に  
1を加えた数以上とし、そのうち半数以上  
は保育士とする。

(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>15人</u> につき1人（法第6条の3 第12項第2号の規定に基づき受け入れる 場合に限る。次号において同じ。）	(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>20人</u> につき1人（法第6条の3 第12項第2号の規定に基づき受け入れる 場合に限る。次号において同じ。）
(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25人</u> に つき1人	(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30人</u> に つき1人
3 略	3 略

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



訴えの提起について

市は、貸金返還請求の訴えを次のとおり提起する。

令和6年6月5日提出

鈴鹿市長 末松則子

1 被告となるべき者

[REDACTED]

2 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、金794,762円を支払え。
  - (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決及び仮執行宣言を求める。

3 訴訟遂行の方針

次の者を訴訟代理人と定める。

四日市市浜田町6番11号 サムティ四日市ビル7階

みなと総合法律事務所

弁護士 杉岡 治

弁護士 森川 仁

## **提案理由**

訴えの提起を行うについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。